

環環環対第2277号
令和4年7月4日

センコーグループホールディングス株式会社
代表取締役社長 福田 泰久 様

さいたま市長 清水 勇人



意見書

さいたま市環境影響評価条例第19条第1項の規定により、(仮称)浦和大門物流センター計画環境影響評価準備書について、下記のとおり意見を述べます。

記

(仮称)浦和大門物流センター計画に関する環境影響評価書(以下「評価書」という。)については、次の事項を勘案して作成すること。

1 全体事項

- (1) 準備書に記載の図について、凡例が判別しにくい箇所が見受けられるため、評価書の作成にあたっては、判別が容易なトーンやパターンを用いるなど、分かりやすい表現とすること。

2 工事計画

造成工事の際の盛土・切土について、残土の搬入先、搬出先等詳細も含め、評価書に記載すること。

3 大気質

- (1) 大気質に関する調査結果の概要並びに予測及び評価の結果に

ついて、誤記載・誤計算及び不明瞭な部分があるため、正しく評価書に記載すること。

- (2) 工事中における交通流の予測結果から、渋滞状況が現状よりやや悪化するため、その事象が大気質に与える影響を明らかにするとともに、状況によっては事後調査の実施も検討すること。
- (3) 大気質の評価にあたり、一般局との比較を行っているが、計画地は幹線道路沿いにあり、濃度レベルは大きく異なる可能性が高い。そのため、比較の妥当性について評価書に記載すること。

4 騒音

給油所、車両待機所、洗車場等、騒音の音源として設定していない理由を評価書に記載すること。

5 動物

- (1) 振動レベルの予測結果において、工事区域近傍での草地エリアが感覚閾値以上の影響のある範囲にあるため、工事中に発生する振動が生息する動物に与える影響について検討すること。
- (2) 魚類の調査地点の設定について、現況や説明を評価書に記載すること。
- (3) 草地に生息する動物の移動経路について、妨げとなるようなものがないよう、状況に応じた環境保全措置を検討すること。
- (4) 全体として、生息する生物への影響について、データを用いるなど客観的に分かるような説明を評価書に記載すること。また、同様に「ほとんどない、小さい」といった影響度に関する表現についても、より客観的なものとする。

6 植物

- (1) 植生調査について、秋季のみの実施としたことの説明を評価書に記載すること。
- (2) 早春期のみに出現する希少種について、調査の妥当性についての説明を評価書に記載すること。
- (3) イヌスギナは湿地を好む性質、ササバギンランは移植が難しい

- 性質を有していることから、適切に環境保全措置を実施すること。
- (4) 緑被率について、樹林地、草地等の項目ごとの比率を評価書に記載すること。
 - (5) 自然公園の中での開発であることから、緑化における環境保全措置について特段の配慮を行うこと。
 - (6) 準備書資料編に整合を欠く部分があるため、正しく評価書に記載すること。
 - (7) 保全すべき種の調査結果、予測結果及び保全措置について、評価書において、より詳細に記載するとよい。

7 生態系

環境影響評価手続き実施前に実施されている伐採が、本手続きに与えた影響の有無について、評価書に記載するとよい。

8 景観

建物の外壁については、明度に配慮するほか、周辺建物の色調を考慮すること。

9 温室効果ガス

太陽光パネルについて設置位置等の詳細を、評価書に記載すること。

10 地域交通

- (1) 開発進行中の地域であることから、地域交通の状況を継続的に確認し、事後調査書にも反映すること。
- (2) 準備書 p10. 13-5 で示されている沿道 2 及び沿道 5 において、自転車の交通量が多いことから、車道を走る自転車と業務用車両が事故を起こさないよう、安全教育を徹底すること。また、施設に出入りする自社以外の車両についても、交通安全の周知を行うなど、歩行者や自転車の安全確保と交通事故防止の対策をすること。
- (3) 施設から出る車両は国道 122 号線を北上するが、南側に行く車

両について、迂回路やUターン経路を評価書に記載すること。

- (4) 工事中に大門北交差点を迂回させる車両について、迂回路の想定を把握する等、周辺道路の渋滞抑制に努めること。

11 事後調査の計画

事後調査に選定していない項目については、その妥当性について、よりわかりやすく評価書に記載すること。